

令和 8 年度第 5 回総会（月例）議事録

日 時	令和 8 年 8 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時開会
場 所	市役所みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室
出 席 委 員 （ 1 6 名 ）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 國生 謙 黒沢 佐和美 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣
欠 席 委 員 （ 3 名 ）	黒沢 佐和美 浜田 春義 室屋 智美
事 務 局	事務局長 児玉 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、伊東、陣ヶ尾、川島、平田、小村、田代、取違 専門員 東中川、高山、吉満、内山、折田、前薊、栗須 主 査 上崎 主 任 西村、指宿、山口、矢崎、真方 主 任 綽
農 政 総 務 課	
議 題	1 農地法第 3 条許可申請に関する件 2 農地法第 4 条許可申請に関する件 3 農地法第 5 条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積等促進計画に関する件 6 地域計画に係る意見書に関する件
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 3 農地法第 4 条・ 5 条届出専決に関する報告について 4 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長 松 元 支 局 議 長	開 会（午前１０時） 定刻になりましたので、ただいまから、令和８年度第５回総会を開催いたします。 まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。 議案書の修正をお願いいたします。 議案書６ページ、農地法第４条許可番号３の「用途・施設」についてですが、〔農地法〕住宅用地／一般個人住宅 住家１棟となっておりますが、正しくは、〔農地法〕商業・サービス等用地／店舗等施設 貸店舗１棟です。 修正をお願いいたします。 それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 １９人中１６人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立しております。 なお、欠席届が、黒沢委員、浜田委員、室屋委員から出されています。 次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、有村委員、枇榔委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。 次に、議事参与の制限についてお知らせします。 議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。 議題の審議に入って参ります。
--	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 5 ページ 12 件	
議 長	議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、2 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、伊敷、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。 番号 2 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 3 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、吉野、11 番委員お願いします。
11 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、桜島支局お願いします。
桜 島 支 局	6 番委員が欠席ですので、事務局よりご報告します。 番号 5 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、6 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、喜入、17 番委員お願いします。

1 7 番 委 員	ご報告します。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号7号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号9号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、15年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、本市において5年以上の農作業経験があることから、新規就農には該当しません。 番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 6 ページ 3 件	
議 長	次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟100.73㎡、庭敷地等388.27㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人田、西…私道、宅地、南…他人畑、他人田、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽。 この件について、補足して説明します。 申請地は水路に接しておりませんが、西側にある私道の先の水路にパイプで接続して雨水を流します。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号2号、通路70.17㎡、東…宅地、本人畑、市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号3号、貸店舗1棟71.29㎡、庭敷地等347.04㎡、東…市道、西…本人畑、南…他人畑、北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。 この件について補足説明いたします。 申請地は松元支所から東北東へ約2.7kmに位置する、特定土地改良事業等の施行区域内にある「第1種農地」です。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第36条の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 また、令和2年に申請者の父が申請地の隣接の宅地に家を建設しましたが、建物が申請地に越境しており、今回、隣接地等で境界確定が行われ、越境していることが判明したことから、顛末書添付のうえ申請するものです。 代理人を通じて、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないことと、今後このようなことがないよう指導いたしました。 以上です。

議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号3号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」の3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、第1種農地である番号3号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～11ページ 14件	
議 長	次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：店舗1棟199.53㎡、駐車場475.40㎡、調整池467.81㎡、転回場等2,361.44㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…農道、宅地、他人畑、西…国道、南…宅地、他人畑、境界…土留、ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…国道側溝、調整池、污水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 この件につきまして、事務局から補足してご説明します。
谷山支局	それでは番号1について説明します。 申請地はJR五位野駅の向かい側、国道225号に接している第3種農地に該当します。 申請地は全部で8筆、実測で3,376.71㎡となっています。 駐車場についてですが、五位野駅を利用する通勤者の需要があるということで店舗の後ろ側、東側に月極駐車場として利用することと、計画面積が3,000㎡を超えるため調整池の設置が開発協議上必要とのことから、月極駐車場のさらに東側にこれを設ける計画です。 南側の一部に農地がありまして、ここの農地の出入りとして駐車場の中を通行して行くことを転用実行者が了解しております。その出入りのためこの部分にはフェンスを設置しないこととしております。 以上です。

1 3 番 委 員	続けます。 番号2号、住家1棟114.48㎡、庭敷地等352.52㎡、東…渡人畑、西…宅地、南…市道、宅地、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号3号、住家1棟106.82㎡、庭敷地等277.18㎡、東…宅地、西…水路、南…市道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号4号、住家1棟142.43㎡、庭敷地等198.22㎡、東…県道、西…他人田 南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号5号、宅地分譲2区画484.00㎡、東・南…渡人畑、西…宅地、他人畑 北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号6号、住家1棟66.24㎡、庭敷地等218.01㎡、東…市道、西…貸人畑、宅地、南…貸人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。 以上です。
議 長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。 番号7号、住家1棟68.73㎡、庭敷地等201.62㎡、東…他人畑、西…市道、南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号8号、駐車場111.07㎡、転回場等158.93㎡、東・南…宅地、西・北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。 この件について補足説明いたします。 周囲の状況は、西側及び北側に貸人の農地があります。このため、境界をブロック積することで、被害を及ぼす恐れはありません。 また、申請地の東側と南側に宅地があり、ここで、借人は、コンビニエンスストアを営んでおります。今回、需要の拡大につき、隣接する既存の施設・駐車場と一体利用のため、駐車場7台分の申請面積を必要とすることから、申請地を駐車用地として選定したものです。 番号9号、駐車場465.00㎡、転回場等580.00㎡、東…水路、西・南…山林、北…私道、境界…防護柵、雨水…自然流下、賃貸借権。 以上です。
議 長	次に、喜入、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	ご報告します。 番号10号、貸駐車場202.00㎡、転回場等100.00㎡、東・北…他人田、西…水路、市道、南…宅地、境界…ブロック積、土羽 雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号11号、資材置場601.00㎡、転回場等100.00㎡、東…国道、西…原野、南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、土羽、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号12号、貸倉庫1棟8.30㎡、貸駐車場19.25㎡、転回場等103.45㎡、東・南…市道、西…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号13号、資材置場1,544.00㎡、駐車場125.00㎡、倉庫1棟145.10㎡、事務所1棟37.89㎡、転回場等623.55㎡、東…山林、宅地、西…宅地、他人畑、南…里道、宅地、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号14号、住家1棟116.28㎡ 庭敷地等383.60㎡、東・南…宅地、西…市道、北…県道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、転用面積が3,000㎡を超える番号1号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

議題４．非農地認定に関する件 １２ページ ２件	
議 長	次に、議題４．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、１２番委員お願いします。
１２番委員	ご報告します。 番号１号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約２０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、１１番委員お願いします。
１１番委員	ご報告します。 番号２号、調査結果：１０５０－２：住家１棟、３５年経過、現況宅地。 １１８７、１１８９：雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。８７４２－１、 ８７４２－２：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題４．「非農地認定に関する件」２件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。

議題 5. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料 2 15 件	
議 長	次に、議題 5. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 24 ページから 25 ページにつきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 7 番委員におかれましては、離席をお願いします。 (7 番委員離席後) 24 ページから 25 ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	7 番委員の議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 別冊資料 2 の 2 ページをご覧ください。 番号 13 の農地中間管理権の設定等を受ける者が議事参与の対象になっております。 現況は畑で、面積は 1, 308. 00 m²、貸借期間は令和 8 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日、契約期間は 6 年、権利の種類は使用貸借権となっております。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、24 ページから 25 ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」２４ページから２５ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。 残りの案件の審議に入ります前に、７番委員におかれましては、ご着席をお願いいたします。 （７番委員着席後） 審議に戻ります。 残りの１４件及び先ほどの１件を併せて、一括して事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。 令和８年１１月１日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画になります。 １ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権１７筆、１８，３３８．００㎡、使用貸借権２２筆、 １５，２５１．００㎡、合計１５件、３９筆、３３，５８９．００㎡となっております。 ２ページから４ページが令和８年１１月１日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、５ページから４２ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題５．「農用地利用集積等促進計画に関する件」１４件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議題 6. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料 3 33 件	
議 長	次に、議題 6.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 33 件です。 農政総務課から説明をお願いします。
農 政 総 務 課	件数が多いので、農政総務課の方でまとめてご説明します。 別冊資料 3-1、3-2、3-3 になります。 別冊資料 3-1 の 3 ページから 4 ページは、今回変更を行う地域計画に係る一覧表になります。 5 ページから 38 ページは各地域計画の主な変更内容、39 ページ以降と別冊資料 3-2、3-3 は地域計画案になります。 変更する地域、谷山 2 地域、伊敷 1 地域、吉野 5 地域、吉田 7 地域、桜島 9 地域、喜入 5 地域、松元 1 地域、郡山 3 地域、計 33 地域になっております。 主な変更内容は、これまで目標地図へ担う者が位置付けられなかった農地への担う者の設定。既に担う者が位置付けられていた農地の担う者の変更、削除。地域計画の編入、除外となっております。 担い手への集積率は増加が 13 地域、減少が 4 地域となっております。 変更時期は 9 月に公告、縦覧を行いまして、異議申立てがなければ 9 月下旬に地域計画が変更される予定となっております。 以上です。
議 長	ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「12 番委員」挙手あり〕 はい、12 番委員どうぞ。
12 番 委 員	59 ページの下田の件で、草刈省力化資材というのは防草シートという認識でよろしいですかということと、農作業受託とありますが、組織があるということですが、どんな組織か教えてください。
吉野支局主任	吉野農林事務所です。今の質問に対して回答したいと思います。 まず、草刈省力化資材につきましては、防草シートでございます。草自体を全て刈って生えてこないようにするものではなくて、草は生えているのですが、それを押さえて草刈りを省力化するような資材でございます。 農作業受託組織については、管内の水稻農家を中心に進めているところでございます。 以上です。
12 番 委 員	わかりました。

議	長 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題６．「地域計画に係る意見書に関する件」３３件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。
---	---

報		告	事	項
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 13ページ～16ページ 4件				
議	長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。		
13番委員		報告します。13ページです。 照会日：令和8年8月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年8月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
議	長	引き続き、14番委員お願いします。		
14番委員		報告します。14ページです。 照会日：令和8年8月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年8月27日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、15ページです。 照会日：令和8年8月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年8月27日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
議	長	次に、伊敷、18番委員お願いします。		
18番委員		報告します。16ページです。 照会日：令和8年7月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年8月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。		
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 17ページ～20ページ 21件				
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 21ページ～26ページ 16件				
4. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 27ページ～41ページ 16件				
議	長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。		

事 務 局	17ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は21件です。 登記地目別では、田20筆13,344.00㎡、畑47筆34,003.00㎡、他（現況農地）1筆1,229.39㎡となっております。取得した事由別数は、相続が20件、時効取得が1件、権利の種別は、所有権が21件、農業委員会によるあっせん等は、無が21件となっております。 18ページから20ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、21ページをお開き下さい。 報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が1件、共同住宅が1件、合計2件となっております。 第5条関係では、上から順に一般住宅が9件、共同住宅が3件、駐車場1件、店舗等1件、合計14件となっております。 22ページは、4条関係2件、23ページから26ページは、5条関係14件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、27ページをお開き下さい。 報告事項4 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権5件、11筆、10,685.00㎡、使用貸借権11件、62筆、49,469.00㎡、合計16件、73筆、60,154.00㎡です。 28ページから41ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。
5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 58件	
議 長	次に、報告事項5「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料4です。 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	報告事項 7 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料 4 ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計 5 8 筆 4 0 , 2 0 8 m²の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前 1 0 時 4 0 分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事 務 局	・令和 8 年度第 6 回総会（月例）開催日時は、 9 月 2 9 日（火）午前 1 0 時開会 みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前 1 0 時 4 5 分）